

【提案項目】

今後起こりうる大震災等に備えて地方自治体が行う災害時医療対策等を充実するため、早急に次の措置を講じること。

- 1 非常用自家発電設備の拡充
災害拠点病院以外の医療機関における非常用自家発電設備に対する支援できるよう国において財源措置を講じること。
- 2 水道施設耐震化の推進
緊急時の飲料水確保及び水道施設耐震化促進のための水道施設整備を行う全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 東日本大震災による計画停電では、自家発電設備を持たない医療機関において、人工呼吸器、人工透析及びたんの吸引などの医療機器の電源の確保が課題となった。
このため、本県においては、地域医療再生臨時特例基金を活用して設備整備を進めているが、基金が終了した後も、継続して災害拠点病院以外の中小の医療機関に対する非常用自家発電設備の燃料確保、設備の設置・拡充を支援できるよう、国において財源措置を講じる必要がある。
- 2 緊急時の飲料水確保を目的とする、浄水場、配水池の耐震化、緊急遮断弁等の整備は、水道事業者にとって緊要な課題となっている。
地震などの災害対策のための国庫補助制度（緊急時給水拠点確保等事業費及び水道管路耐震化等推進事業費）は、資本単価（水道料金の対象となる水量1 m³当たりの施設整備費）が国の定める水準以上であることが国庫補助金の交付対象となる採択基準の一つとされており、県内水道事業者の半数以上が採択基準を満たさず、過大な財政的負担が生じるため、必要な耐震化ができない。
水道施設の耐震化を行う全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じるために、資本単価要件を撤廃すべきである。